

ご加入時の留意事項

■加入資格（共済契約者）

本共済の共済契約者は、以下に定める者としてします。

- (1)SPC 共済協同組合（以下「当組合」といいます）の組合員（以下「組合員」といいます）。
- (2)組合員と生計を一にする親族。
- (3)組合員たる組合を直接または間接に構成する者であって小規模の事業者。
- (4)前号までに掲げる以外の者（ただし、中小企業等組合法第9条の2に定める割合を超えないものとします）。

■被共済者の範囲（保障の対象となる方）

本共済の被共済者となられる方は、加入申込日において、以下の各号の全てに該当し、当組合が審査をした結果、本共済契約への加入を承諾した方とします。

- (1)本共済契約の被共済者となることに同意している方
 - (2)年齢が満15歳以上満70歳未満の方（更新日においては、満80歳未満の方）
※福利厚生プランについては、満15歳以上満65歳未満の方
 - (3)当組合が定める引受基準に合致している方
- ※告知書の内容を当組合が審査した結果、告知された内容によってはご加入いただけない場合や、条件を付帯してご加入いただく場合があります。

■特認条件付帯によるご加入について

本共済に加入される際、告知書に告知された内容（身体の状態等）によっては、相互扶助による共済制度の運営上および他の被共済者との公平性を保つため、既往症もしくはそれに関連した特定の病気については保障しない等の条件を付けて契約をお引受けする場合があります。

■告知義務

ご加入の際は、加入申込書および告知書の記載事項に事実をありのままにご記入ください。事実と異なる記載をされたとき、または重要な事実を告知しなかったときは、共済金のお支払いを受けられなかったり、共済契約を解除されることがありますので、ご注意ください。

■お引受けの制限

同一の被共済者が本共済に加入できる保障には、下記の制限があります。

- (1)同一の被共済者は、共済期間を重複して同一の加入コースについて1口を超えて加入すること（以下「超過加入」といいます）はできません。
- (2)同一の被共済者は、当組合が特に定める場合を除き、共済期間を重複して当組合が規約に基づき行う他の異なるコースに加入すること（以下「重複加入」といいます）はできません。

■お申込みの手続き

当組合所定の加入申込書（口座振替依頼書を含みます）にご記入・ご捺印のうえ、当組合までご提出ください。

■共済契約のお申込みの取消

共済契約者は、すでにお申込みをした共済契約について、申込締切日または追加入申込日の属する月の末日（以下「取消申請締切日」といいます）までの間であれば、本共済契約の全部または一部を取消することができるものとします。

- (1)ご契約者は、すでに申込みをした共済契約について、取消申請締切日までに当組合の要求する書類によって、共済契約の申込みを取消することができます。この場合、すでに払込まれた共済掛金がある場合には、これを返戻します。
- (2)お申込みの取消は、当組合の要求する書類により前号の期間内に、当組合で受理される必要があります。

■共済掛金の払込みと保障の開始

(1)共済掛金の払込み

本共済の共済掛金は、指定口座からの口座振替による払込みとなります。当組合が申込締切日（毎月10日）までにお申込みを受け、かつ、加入審査を完了した場合、第1回共済掛金の振替日は、申込締切日の翌月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）となります。

加入申込みから加入証書・共済約款送付まで 例)3月15日に申込みした場合



(2)保障の開始（責任開始日）

本共済の保障は、第1回共済掛金の払込まれた日の属する月の1日から開始されます。

※共済掛金の払込みが遅れますと、保障の開始も遅れますのでご注意ください。

■共済掛金の払込猶予期間と共済契約の無効・失効

- (1)お申込後、第1回共済掛金の払込みについては、最初の払込日の翌月初日から4か月後の月の末日まで払込猶予期間があります。なお、この払込猶予期間内に共済掛金が払込まれない場合、お申込みされた共済契約は無効となります。
- (2)第2回以後の共済掛金の払込みについては、その払込日の翌月初日から翌々月末日まで払込猶予期間があります。この払込猶予期間内における未納分の共済掛金は、翌月以降の払込日に一括して口座振替させていただきます。なお、この払込猶予期間内に共済掛金が払込まれない場合、最初の滞納日の属する月の1日（午前零時）より共済契約の効力を失い失効となりますので、ご注意ください。

■共済期間と共済契約の更新

共済期間は責任開始日から1年間となります。なお、共済期間満了日の2か月前までに解約のお申し出がなく、共済契約の更新時に被共済者の範囲に該当し、かつ当組合の審査により共済契約の更新を承諾された方については、翌年以降の共済契約は自動更新されます。

■解約の手続きについて

共済契約を解約される場合には、事務局へご連絡のうえ、当組合所定の解約申請書をご提出願います。当組合所定の書類が毎月末日（以下「解約申請締切日」といいます）までに当組合に受け付けられたものについて、その解約申請締切日の属する月の翌月1日を解約日（以下「解約日」といいます）、共済契約の保障の効力は、解約日の零時より失うものとします。

■共済金受取人

本共済契約の共済金受取人は、当組合が特に認めた場合を除き、被共済者としてします。被共済者が共済金を受取ることができない場合には、被共済者の法定相続人としてします。ただし、被共済者が受取人を指定した場合は、被共済者が指定した者としてします。

■共済金をお支払いできない主な場合

- 責任開始日前に発病した病気または発生した事故を原因とする場合
- ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失（ただし、責任開始日からその日を含めて2年を経過した日以後の自殺を除きます）
- 被共済者の犯罪行為、精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間、酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 戦争その他の変乱
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因のいかなる場合も問いません）
- 被共済者の薬物依存

■共済金を減額してお支払する主な場合

以下の職業に従事する方が、その主たる職務の遂行中に生じた事故については、共済金額を50%減額してお支払いします

- 林業従事者 ●海面作業等従事者 ●船員等船舶乗組員 ●石炭鉱業従事者
- 採石業・鉱業従事者 ●水力発電施設従事者 ●交通運輸事業従事者
- 貨物等荷役作業従事者 ●建築・土木・建設業等従事者 ●警備業従事者
- 海上保安官 ●自衛官（防衛大学校生を含む） ●警察官

■共済金のご請求の手続きについて

共済金のご請求は、共済事故センターまでご連絡ください。受付後、当組合所定の書類をお送りしますので、必要書類を取りまとめるのうえ、ご提出ください。

■共済金請求の時効について

共済金をご請求する権利は、共済金の支払事由が生じた日の翌日から3年間で請求がなかった場合は、時効により消滅いたしますのでご注意ください。

SPC 共済協同組合

<http://spckyouyou.org/>

お問合せ・お申込み先

〈事務局〉〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-1-33 SPC GLOBALビル5F

TEL 03-6418-0513

FAX 03-6418-0514

〈共済事故センター〉

TEL 03-6625-5430

受付時間 9:30~17:30
土・日・祝日を除きます

受付時間 9:30~17:30
土・日・祝日を除きます

※当組合は事業協同組合であり、本共済については保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はなく、当組合が破綻した場合の保険契約移転等における資金援助の補償対象契約に該当しません。

※ご契約者が負担する共済掛金は、所得税控除（保険料控除）の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

※このパンフレットは「定期医療共済」の概要を説明したものです。ご加入の際には重要事項説明書を必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。本共済の保障内容・条件等の詳細につきましては、ご加入後に送付される「定期医療共済約款」を十分ご確認ください。なお、ご不明な点につきましては、当組合までお問合せください。

オーナー・スタッフの毎日を
24時間フルタイムで
サポートします

SPC 共済協同組合 だからできる 美容室にピッタリの充実保障

総合保障

福利厚生

青春共済

入院重点保障

スタッフの定着と
モチベーション
UPのために

SPC 共済協同組合